

ILO懇談会開催要綱

1 目的

国際労働機関の活動に関する事項について、政府、使用者及び労働者の代表者の間で効果的な協議を行うために、ILO懇談会（以下「懇談会」という）を開催する。

2 メンバー

最も代表的な労使団体から選ばれた者それぞれ 3 名並びに原則として厚生労働省において国際労働を担当する審議官、大臣官房国際課長及び同課国際労働・協力室長とする。

3 テーマ

ILO第144号条約（国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約）第 5 条 1 に列挙されたILO活動についての協議を行うとともに、ILO総会、理事会等の会議の報告を厚生労働省大臣官房国際課から行う。

4 懇談会の運営

- (1) 懇談会は、厚生労働省において国際労働を担当する審議官が労使の参集を求めて開催する。
- (2) 懇談会は、毎年 4 月頃と 9 月頃の年 2 回開催とし、1 回 2 時間程度とする。
- (3) 懇談会自体は非公開とし、議事要旨を公開する。
- (4) 懇談会の庶務は厚生労働省大臣官房国際課において行う。

